

# 作業環境評価基準

昭和63年9月1日労働省告示第79号 最終改正：平成29年厚生労働省告示第186号

	物の種類	管理濃度等
1	土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	次の式により算定される値 $E = 3.0 / (1.19Q + 1)$ E：管理濃度 (mg/m <sup>3</sup> ) Q：当該粉じんの遊離(れ)酸含有率 (%)
2	アクリルアミド	0.1mg/m <sup>3</sup>
3	アクリロニトリル	2ppm
4	アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。)	水銀として 0.01mg/m <sup>3</sup>
5	アルファ・ナフチルアミン及びその塩	—
6	石綿	5 μm 以上の繊維として 0.15 本 /cm <sup>3</sup>
7	インジウム化合物	—
8	エチルベンゼン	20ppm
9	エチレンイミン	0.05ppm
10	エチレンオキシド	1ppm
11	塩化ビニル	2ppm
12	塩素	0.5ppm
13	オーラミン	—
14	オルト・トリジン及びその塩	—
15	オルト・トルイジン	1ppm
16	オルト・フタロジニトリル	0.01mg/m <sup>3</sup>
17	塩素化ビフェニル(別名：PCB)	0.01mg/m <sup>3</sup>
18	カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.05mg/m <sup>3</sup>
19	クロム酸及びその塩	クロムとして 0.05mg/m <sup>3</sup>
20	クロホルム	3ppm
21	クロロメチルメチルエーテル	—
22	五酸化バナジウム	バナジウムとして 0.03mg/m <sup>3</sup>
23	コバルト及びその無機化合物	コバルトとして 0.02mg/m <sup>3</sup>
24	コールタール	ベンゼン可溶性成分として 0.2mg/m <sup>3</sup>
25	酸化プロピレン	2ppm
26	三酸化二アンチモン	アンチモンとして 0.1mg/m <sup>3</sup>
27	ジアニシジン及びその塩	—
28	シアン化カリウム	シアンとして 3mg/m <sup>3</sup>
29	シアン化水素	3ppm
30	四塩化炭素	5ppm
31	1,4-ジオキサソ	10ppm
32	シアン化ナトリウム	シアンとして 3mg/m <sup>3</sup>
33	ジクロルベンジジン及びその塩	—
34	1,2-ジクロロエタン(別名：二塩化エチレン)	10ppm
35	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	0.005mg/m <sup>3</sup>
36	1,2-ジクロロプロパン	1ppm
37	ジクロロメタン(別名：二塩化メチレン)	50ppm
38	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (別名：DDVP)	0.1mg/m <sup>3</sup>
39	1,1-ジメチルヒドラジン	0.01ppm
40	臭化メチル	1ppm
41	重クロム酸及びその塩	クロムとして 0.05mg/m <sup>3</sup>
42	水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く。)	水銀として 0.025mg/m <sup>3</sup>
43	スチレン	20ppm
44	1,1,2,2-テトラクロロエタン (別名：四塩化アセチレン)	1ppm
45	テトラクロロエチレン (別名：パークロルエチレン)	25ppm
46	トリクロロエチレン	10ppm

	物の種類	管理濃度等
47	トルンジイソシアネート	0.005ppm
48	ナフタレン	10ppm
49	ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	ニッケルとして 0.1mg/m <sup>3</sup>
50	ニッケルカルボニル	0.001ppm
51	ニトログリコール	0.05ppm
52	パラ-ジメチルアミノアノベンゼン	—
53	パラ-ニトロクロルベンゼン	0.6mg/m <sup>3</sup>
54	砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く。)	砒素として 0.003mg/m <sup>3</sup>
55	弗化水素	0.5ppm
56	ベータ-プロピオラクトン	0.5ppm
57	ベリリウム及びその化合物	ベリリウムとして 0.001mg/m <sup>3</sup>
58	ベンソトリクロリド	0.05ppm
59	ベンゼン	1ppm
60	ベンタクロルフェノール(別名:PCP) 及びそのナトリウム塩	ベンタクロルフェノールとして 0.5mg/m <sup>3</sup>
61	ホルムアルデヒド	0.1ppm
62	マゼンタ	—
63	マンガニ及びその化合物(塩基性酸化マンガンを除く。) ※2021年4月より( )内削除	マンガニとして 0.2mg/m <sup>3</sup> ※2021年4月よりマンガニとして 0.05mg/m <sup>3</sup>
64	メチルイソブチルケトン	20ppm
65	沃化メチル	2ppm
66	リフラクトリーセラミックファイバー	5 μm 以上の繊維として 0.3 本/cm <sup>3</sup>
67	硫化水素	1ppm
68	硫酸ジメチル	0.1ppm
69	鉛及びその化合物	鉛として 0.05mg/m <sup>3</sup>
70	アセトン	500ppm
71	イソブチルアルコール	50ppm
72	イソプロピルアルコール	200ppm
73	イソペンチルアルコール (別名:イソアミルアルコール)	100ppm
74	エチルエーテル	400ppm
75	エチレングリコールモノエチルエーテル (別名:セロソルブ)	5ppm
76	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート (別名:セロソルブアセテート)	5ppm
77	エチレングリコールモノノルマル-ブチルエーテル (別名:ブチルセロソルブ)	25ppm
78	エチレングリコールモノメチルエーテル (別名:メチルセロソルブ)	0.1ppm
79	オルト-ジクロルベンゼン	25ppm
80	キシレン	50ppm
81	クレゾール	5ppm
82	クロルベンゼン	10ppm
83	酢酸イソブチル	150ppm
84	酢酸イソプロピル	100ppm
85	酢酸イソペンチル(別名:酢酸イソアミル)	50ppm
86	酢酸エチル	200ppm
87	酢酸ノルマル-ブチル	150ppm
88	酢酸ノルマル-プロピル	200ppm
89	酢酸ノルマル-ペンチル (別名:酢酸ノルマル-アミル)	50ppm
90	酢酸メチル	200ppm
91	シクロヘキサノール	25ppm
92	シクロヘキサノン	20ppm

	物の種類	管理濃度等
93	1,2-ジクロロエチレン (別名：二塩化アセチレン)	150ppm
94	NN-ジメチルホルムアミド	10ppm
95	テトラヒドロフラン	50ppm
96	1,1,1-トリクロロエタン	200ppm
97	トルエン	20ppm
98	二硫化炭素	1ppm
99	ノルマルヘキサン	40ppm
100	1-ブタノール	25ppm
101	2-ブタノール	100ppm
102	メタノール	200ppm
103	メチルエチルケトン	200ppm
104	メチルシクロヘキサノール	50ppm
105	メチルシクロヘキサノン	50ppm
106	メチル-ノルマル-ブチルケトン	5ppm
107	2-アミノ-4-クロロフェノール	—
108	アントラセン	—
109	2,3-エポキシ-1-プロパノール	2ppm
110	塩化アリル	1ppm
111	オルト-フェニレンジアミン及びその塩	オルト-フェニレンジアミンとして 0.1mg/m <sup>3</sup>
112	キノリン及びその塩	—
113	1-クロロ-2-ニトロベンゼン	構造類似物質の管理濃度 パラ-ニトロクロロベンゼン 0.6mg/m <sup>3</sup>
114	酢酸ビニル	10ppm
115	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	—
116	2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	構造類似物質の管理濃度 パラ-ニトロクロロベンゼン 0.6mg/m <sup>3</sup>
117	NN-ジメチルアセトアミド	10ppm
118	ノルマル-ブチル-2,3- エポキシプロピルエーテル	3ppm
119	バラ-ジクロロベンゼン	10ppm
120	バラ-ニトロアニソール	構造類似物質の許容濃度 バラ-アニジジン 0.5mg/m <sup>3</sup> (日本産業衛生学会、ACGIH) ジニトロトルエン (混合物) 0.2mg/m <sup>3</sup> (ACGIH)
121	ヒドラジン及びその塩並びに一水和物	ヒドラジンとして 0.13mg/m <sup>3</sup>
122	ビフェニル	0.2ppm
123	2-ブテナール	0.2ppm
124	1-ブロモ-3-クロロプロパン	構造類似物質の管理濃度 1,2-ジクロロエタン 10ppm
125	1-ブロモブタン	—

備考：この表の右欄の値は、温度 25 度、1 気圧の空気中における濃度を示す。

(注) 表に掲げる管理濃度とは、作業環境評価基準（昭和 63 年労働省告示第 79 号）の別表に掲げる管理濃度及び労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質による健康障害を防止するための指針に基づき作業環境の測定の結果を評価するために使用する評価指標をいう。

# 作業環境評価基準 個人サンプリング法

昭和63年9月1日労働省告示第79号関連

	物の種類	管理濃度
1	ベリリウム及びその化合物	ベリリウムとして0.05mg/m <sup>3</sup>
2	インジウム化合物	—
3	オルト-フタロジニトリル	0.01mg/m <sup>3</sup>
4	カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.05mg/m <sup>3</sup>
5	クロム酸及びその塩	クロムとして0.05mg/m <sup>3</sup>
6	五酸化バナジウム	バナジウムとして0.03mg/m <sup>3</sup>
7	コバルト及びその無機化合物	コバルトとして0.02mg/m <sup>3</sup>
8	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノフェニルメタン	0.005mg/m <sup>3</sup>
9	重クロム酸及びその塩	クロムとして0.05mg/m <sup>3</sup>
10	水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)	水銀として0.025mg/m <sup>3</sup>
11	トリレンジイソシアネート	0.005ppm
12	砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)	砒素として0.003mg/m <sup>3</sup>
13	マンガン及びその化合物	マンガンとして0.05mg/m <sup>3</sup>
14	鉛及びその化合物	鉛として0.05mg/m <sup>3</sup>

備考:この表の右欄の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃度を示す。

(注) 令和2年1月、作業環境測定法関連の改正があり「個人サンプリング法」が追加されました。個人サンプリング法を採用するかどうかは事業者の任意の選択によることとされております。個人サンプリング法の正式導入は令和3年4月からとなります。